

令和5年神審第37号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年5月25日11時40分

播磨灘東部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	4.9トン	
登 録 長	11.60メートル	5.94メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		66キロワット
漁船法馬力数	48キロワット	

### 3 事実の経過

Aは、船体やや後方に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪及びGPSプロッターを、同右舷側に機関遠隔操縦装置及び魚群探知機を、操舵室後部の右舷側壁に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備した、ごち網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和5年5月25日05時00分兵庫県東播磨港の係留地を発し、同港南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、06時00分目的の漁場に到着して繰り返し操業を行い、当日6回目の操業を行うため移動することとし、11時37分僅か前江井ヶ島港西防波堤灯台から240度（真方位、以下同じ。）3.20海里の地点で、針路を191度に定め、折からの潮流により右方に14度圧流されながら、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ作動させ、定針時に左舷船首方に認めた漁船の動きを見ながら、操舵室後部の右舷側壁に立った姿勢で操船に当たり、11時37分江井ヶ島港西防波堤灯台から240度3.21海里の地点に達したとき、正船首380メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、左舷船首方に認めた

漁船の動きに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、11時40分江井ヶ島港西防波堤灯台から238度3.38海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に前方から76度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には、295度方向に流れる流速1.0ノットの潮流があった。

また、Bは、船体やや後方に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ装備したFRP製プレジャーモーターボートで、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、b受審人が1人で乗り組み、知人3人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日05時30分東播磨港の係留地を発し、明石海峡大橋付近の釣り場に向かった。

b受審人は、06時30分目的の釣り場に到着したのち、移動を繰り返しながら釣りをを行い、11時30分江井ヶ島港西防波堤灯台から235.5度3.29海里の釣り場に到着し、船首を295度に向け、機関を停止し、折からの潮流により295度方向に1.0ノットの速力で圧流されながら漂泊を開始し、釣りを再開した。

b受審人は、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ作動させ、同乗者のうち2人を操舵室前部付近の各舷側に、他の1人を同室後部付近の左舷側にそれぞれ配し、自身は操舵室後部右舷側で立った姿勢で釣りを続け、11時37分僅か前右舷船首方390メートル付近に

南下を始めたAを初認し、11時37分江井ヶ島港西防波堤灯台から237度3.35海里の地点で、船首が295度を向いていたとき、同船が右舷船首76度380メートルのところとなり、その後、Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、漂泊中の自船をAが避けるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、漂泊を続け、11時40分少し前右舷至近に迫ったAに衝突の危険を感じたものの、どうすることもできず、Bは、船首が295度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を、Bは、操舵室右舷側上部に亀裂等をそれぞれ生じ、b受審人が、左肩打撲傷及び腰部打撲を、B同乗者3人が、左股関節打撲、外傷性腰椎症及び頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、播磨灘東部において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には、本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての規定がないので、同法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、播磨灘東部において、航行中のAが、見張り不十分で、

前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、播磨灘東部において、操業を行うため移動する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷船首方に認めた漁船の動きに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A、B両船に損傷を生じさせるとともに、b 受審人及びB同乗者3人をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、播磨灘東部において、釣りをを行うため漂泊中、Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めた場合、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、漂泊中の自船をAが避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船に損傷を生じさせるとともに、B同乗者3人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月17日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広